

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 観光振興課

不利益処分の内容	栃木市観光情報物産館利用承認の取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市観光情報物産館条例第11条	
処分基準	根拠条項	栃木市観光情報物産館条例第11条
	参考事項	栃木市観光情報物産館条例施行規則
	設定等年月日	平成31年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光情報物産館条例抜粋 (利用承認の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用承認の条件又は指示に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正行為により利用承認を受けたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があるとき。</p> <p>栃木市観光情報物産館条例施行規則抜粋 (遵守事項)</p> <p>第8条 物産館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 施設及び設備並びに備品を損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>(2) 許可を受けないで、火気を使用しないこと。</p> <p>(3) 許可を受けないで、物品等の販売又は寄附金の募集を行わないこと。</p> <p>(4) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。</p> <p>(5) 騒音、怒声又は暴力等で他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、管理上職員が行う指示に従うこと。</p>	